

○柳川座長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第6回「高齢社会対策大綱の策定のための検討会」を開催いたします。

本日は、大月構成員、澤岡構成員、藤波構成員、藤森構成員、御手洗構成員がオンラインでの御出席となっており、大月構成員、澤岡構成員、藤波構成員、藤森構成員は途中からの御出席となります。

猪熊構成員は、間に合えば途中からオンラインでの御参加と伺っております。

それから、御手洗構成員は途中退席の御予定と伺っております。

それでは、議事に入ります。

本日、前半は個別のテーマとして、地域における高齢者の移動ニーズへの対応について議論を行います。後半はこれまでの議論の整理を行いたいと思っております。

資料1から資料2-2までの御説明が終わったところで、一度、質疑、意見交換を設けたいと思っております。

それでは、まず資料1について、事務局より御説明をお願いいたします。

○須藤企画官 資料1について御説明をいたします。

本日御議論いただきたい事項として、大きく2点ございます。

まず、本日前半におきましては、個別の政策テーマとして、地域における移動ニーズへの対応について取り上げております。地域における人口減少や高齢化が加速し、病院、学校等の統廃合や交通分野をはじめとする人手不足等の中で、日常生活における移動ニーズにどう対応するかが課題となっております。地域公共交通をどのように再構築していくか、また、地域公共交通の維持改善や交通事故の削減等の解決につながる自動運転の推進等を挙げております。

そして、本日後半におきましては、これまでの議論の整理をいただくこととしております。資料3を御覧いただければと存じますが、第1回から第5回までの議論を踏まえまして、これまでに出された各構成員の皆様からの御意見につきまして、全ての施策に通ずる基本的な考え方に関するもの、それから施策分野ごとに整理したものを作成しております。これまでの議論を踏まえた上で、さらに追加で議論すべき事項や深掘りすべき事項、また補足が必要な事項など、様々な観点から御意見をいただければと存じます。

本日の議論を踏まえた上で、今後、事務局において報告書素案の作成を行いまして、次回以降はそれをベースとした御議論をいただくことを予定しております。これから報告書を作成していくに当たっての方向性や重視すべき点等も含め、幅広く御意見をいただければ幸いです。

私からの説明は以上です。

○柳川座長 ありがとうございます。

それでは、次に資料２－１について国土交通省八木課長より、資料２－２について猪股課長より、続けて御説明をお願いいたします。

○八木課長 それでは、私から「地域公共交通政策について」、御説明させていただきます。

国土交通省交通政策課長の八木と申します。よろしくをお願いいたします。

まず、資料２－１の表紙をおめくりいただきまして、１ページ目「地域の公共交通を取り巻く環境」についてでございます。皆様方はよく御承知のことかとは思いますが、私もこのたび関係省庁と連携をしまして、地域の公共交通対策の取組をいろいろ行っているところでございます。

そうなってきました背景としましては、左上ですけれども、人口減少が加速する中で、ただ人口が減っているということだけではなくて、病院の統廃合や移転があったり、近くの診療所ではなくて遠くの病院に通いたいというニーズがあったりとか、あるいは学校の統廃合などで、お子さん、交通弱者と言われるような方々が遠くに行かなければいけないというニーズがかなり高まっています。その結果、日常生活における移動をどうするかという問題が深刻化しておりまして、さらに近年言われております、運転免許を自主返納した場合のその後の移動手段が不安だという声も高まっているということでございます。

他方で、これを踏まえて対応すべき公共交通事業者の経営環境は悪化しておりまして、これをどうするかが今、課題になっているところが議論のスタートでございます。

２ページを御覧いただければと思います。

こちらが、このほど関係省庁12省庁で取りまとめた取りまとめでございます。先に、ページが前後しますが、次の３ページを御覧いただけませんか。「地域の公共交通リ・デザイン実現会議」というものを昨年の秋に立ち上げさせていただきました。これは総理の御指示で、地域の足の対策を関係省庁で話し合う会議の場としてつくったものでございます。構成員が、国土交通大臣を議長としまして、関係省庁12省庁が集まっての議論ということでございます。有識者の方々も入っていただきまして、９月から議論を重ねてまいりまして、先月末に取りまとめを行ったところでございます。

こういった地域の足を関係省庁で、局長クラスで集まって大がかりに会議を行ったというのは初めての試みでありまして、取りまとめを今回行ったのですけれども、これを具体化していくことが大きな課題になっておりまして、今、鋭意関係省庁と調整しているところでございます。

その中身ですが、２ページに戻っていただければと思います。取りまとめの中身、簡単にポイントを御説明させていただきます。

一番上は検討の背景・必要性ですけれども、先ほど申し上げたような検討の背景を踏まえまして、大きな方向性としてどうするかということでございます。話として出ましたのは、地域によって状況がかなり違うであろうということです。A、B、Cと振っていますが、まず、Aの地域は本当の交通空白地で交通事業者さんがなかなかおられない、

あるいは、いてもサービスがあまり成立しないような地域、次にBの地域、地方の中心都市でバス事業者等がいて交通事業者はいるけれども、なかなか経営が厳しくなっているような地域、また、これらとは異なるCのような大都市などの地域は、逆に利便性向上策などが求められているということで、交通をめぐる環境が地域によって随分違うということが認識の出発点でございました。

他方で、Aの交通事業者が一番厳しい地域について言いますと、交通事業者を支えていくことよりも、むしろもっと地域の足を確保するにはどうすればいいかということで、地域の輸送資源を総動員し、連携・協働がキーポイントということでの議論でございました。

次に、Bの地域につきましては、公共交通事業者、苦しいけれども何とか頑張っている、踏ん張っているような地域だと思えますが、このようなところについてはとにかく地域公共交通を徹底活用していくような方向で、何とか維持していくような方策を考えていかないといけないだろうということでした。

では、どうすべきかというのがその下の箱でございます。議論として出ましたのは環境整備ということでありまして、まず、特にAの地域やBの地域を念頭に、交通対策をみんなで考えていくことがとにかく重要だということで、一番左の箱ですけれども、政府の共通指針をつくって、関係省庁みんなで全自治体に交通対策の取組を働きかけていこうということでございます。

その上で、右の箱、環境の醸成ということで、個別分野、スクールバスや介護サービス事業所の送迎といったものをフル活用していくようなことを考えていくということでございます。

さらに右側、優良事例をきちんと自治体の方々に分かる形で示していくことで、優良事例を参考として取り組んでいただきたいということでございます。

さらにその右ですけれども、取組の実装としまして、今までやってきた取組をアップデートし、さらにその下、意欲的・先行的な自治体に対して、関係省庁で重点的なサポートをしていこうということの関係省庁で話をしたところでございます。

これから、具体的にどういう形での通知なり指針を出して行って、サポートしていくかを詰めていく状況になってございます。これからしっかり頑張っていこうと、まさに動いているところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○猪股課長 続きまして、私のほうから「自動運転の実現に向けた取組について」、御説明させていただきたいと思えます。

私、国土交通省物流・自動車局の技術・環境政策課長をしております猪股と申します。よろしく願いいたします。

まず、1枚目を見ていただけますでしょうか。

「自動運転の意義」ということで、効果として期待できることを書いてございます。御承知の通り、自動運転が実現いたしましたら、交通事故が大幅に削減するということにな

りますが、それ以上の効果としまして、右側にございますように、地域公共交通の維持・改善ということで、先ほども御説明があったように様々な人材不足の中で地域公共交通が厳しい状況のところ、こういった技術が活用されれば、運行の効率化を含めいろいろと効果があるのではないかとということで期待されるものでございます。

次のページを見ていただけますでしょうか。

一方、「自動運転の実現に向けた課題」が様々ございますが、ここには3つのものを示させていただきます。

安全性の向上、これは純粋に技術、まだ開発途上の製品でございますので、技術的な向上を必要とします。

真ん中にございますように、地域の理解、新しい仕組みとなりますので、不安がありますので、そういったものを払拭していく必要があるということでございます。

一番右側でございますが、事業性の確保ということで、経済的なものとしてきちんと成り立つ、それが継続的にサービスとして実施できるかということで、そこも目指す必要があるということでございます。

次のページをめくっていただけますでしょうか。

そのような課題の解決を目指しつつ、現在少しずつ全国の取組を我々としては推進させていただいているところでございます。目標ということで書かせていただいておりますけれども、2025年度で50か所程度の実証事業をやっけていき、2027年度には100にしていって根づかせていくというものでございますが、左側のピラミッドにございますけれども、今は一般道における通年運行事業をまず目指しておりますが、この内容も運転手などがまだいる運転支援技術を活用して行っているものでございまして、最終的には、ピラミッドの一番上にございますような自動運転のレベル4、いわゆる運転手のいない無人運転という形で、遠隔で監視しながら安全に運行できるものを目指していく。そのためにも、インフラ側の整備を含めて今現在いろいろと取り組ませていただいております、見える化も、地域の住民から見えるような自動運転といったものを今、鋭意進めさせていただいているところでございます。

私からの説明は以上となります。

○柳川座長 どうもありがとうございました。

それでは、資料2-1、2-2に関しまして、御意見などがある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

御手洗構成員、よろしくお願ひいたします。

○御手洗構成員 御手洗でございます。

御説明をいただき、どうもありがとうございました。

八木課長が出して下さっていた地域の公共交通リ・デザイン実現会議の資料をお出しただけたらありがたいです。ありがとうございます。この取りまとめ概要のページでお話しさせていただければと思います。

まず、大変分かりやすい御説明をいただき、誠にありがとうございました。

私も地方に住んでいるのですけれども、まさにおっしゃる通り移動の問題は地方ほど深刻だなと感じております。八木課長が御説明してくださった通りですけれども、そもそもが自動車社会ですし、人口減少により、固定費が重たい鉄道やバスなどは、私が住んでいる地域でも廃線や減便といったものが相次いでおります。

まさにおっしゃる通り病院は統廃合されていったりしますから、生活圏が広がっている中で、高齢化に伴って免許を返納してしまうと、生活が立ち行かなくなるということがもう起き始めていますし、この後、団塊の世代の皆さんが免許返納を始められると、この問題はより一層大きくなってくるだろうなと予測されます。

おっしゃる通り全国様々な地域があって、画一的な解で一気に問題を解決することは難しいと思うのですけれども、ここに書かれていた地域の類型、A、B、C、Dに地域を類型してそれぞれについて対応策を考えていただいているのだと思いますが、私は、Aの交通空白地などの部分が少し広めに取られていて、もう少し解像度高く見て対応を検討する必要があるのではないかなと個人的には思っております。といいますのも、Cの大都市は、例えば東京とか大阪のような大都市でしょうし、地方都市というのは恐らく県庁所在地レベルを想定されているかと思うのですけれども、そうするとAの交通空白地につきまして、例えば数十人とか数百人規模の集落から、数万人、数十万人の都市まで全部Aに入ってしまった状況になっているかと思うのです。

例えば数万人から数十万人、10万人を超えてくるような都市ですと、ここで書かれている自家用有償旅客運送制度みたいなボランティア精神に依存する制度だけで交通を賄うのはかなり難しいと思います。また、日中はどうかバスがあるとか、動いているタクシーがいるのだけれども、夕方、夜8時以降になると何も交通手段がなくなるみたいな、時間帯による交通空白が生じるような地域もあります。なので、Aについてはもう少し解像度高く御検討いただく必要があるかなと思っております。

国交省様にはぜひ既存の業界やしがらみにとらわれることなく、利用者視点に立って、新しいテクノロジーをどんどん取り込んで、利用者の安心・安全を確保し、これまでにない新しい交通手段についても地域で展開していかれるように法整備も含めた環境整備を迅速にしていっていただきたいと思っております。

以上です。よろしく願いいたします。

○柳川座長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

どうぞ。

○駒村構成員 ありがとうございます。

最初のほうの報告でございますけれども、制度横断的な取組が進んでいることは大変結構かと思えます。資料の中で連携・協働というところが少しざっと説明されたので、どういった連携・協働をイメージされているのかなと思っております。民間との連携・協働が

この後の議論でも重要になってくると思いますので、そこをいかに活用できていくのが大事ななと思っています。

A、Bの地域に関わる問題ですけれども、例えば愛知の豊明市などでは、民間の様々な送迎サービスをうまく組み合わせて利用しているということで、意外に地域では需要と供給にずれがあって、空いている移動手段があるわけでありまして、チョイソコという名前のサービスであったと思いますけれども、民間とパブリックセクターがうまく連携することを全国展開するようにお願いしたいなと思っています。

それから、Cの大都市なのですけれども、恐らくデジタルツールを使って、既にタクシーアプリなどでタクシーの効率的な配車が行われていると思います。一方で、都市部には高齢者もいて、全ての高齢者、特に80代以上の方がスマホでタクシーを呼ぶのが現実的なのかと。23区内で実際に経験したことですけれども、電話でタクシーを呼ぼうとしたら、もう電話は受け付けていませんということで、必ずスマホ、デジタルで発注してくださいと言われて、うちの親なんかは実際に当惑していて、タクシーを呼ぶたびに私に電話がかかってくるという、便利だか不便だかよく分からない状態に今なっています。そのようにデジタルに対応できないケースにおいても、例えばコンビニとかスーパーで何らかの形で手伝いのサービスをするとか工夫をしていただく、代わりに配車をオーダーするようなサービスを考えると、そのようなことも考えていただきたいなと思います。

以上です。

○柳川座長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、特に御質問という感じではなかったですけれども、国土交通省様、何かレスポンスがありましたらお願いいたします。

○八木課長 国土交通省交通政策課でございます。

御手洗先生と駒村先生からコメントいただきまして、ありがとうございます。

まず、御手洗先生からお話のありました地域の交通対策で、交通空白地と一口に言ってもいろいろなものがあるだろうと、それから、既存のサービスにとらわれなくて、新しい取組といったものを積極的にというようなお話もいただいたかと思います。

その点、おっしゃる通りでありまして、私どものほうでは、地域の足を確保する、利用者の目線に立って、利用者の方々が行きたいところに行けるような仕組みをどうつくっていくかを第一に考えているところでございます。そうした場合に、地域によって状況はかなり違いますので一口にはくくれませんし、細かく見ていくところもいろいろなケースがあるので、そこで指針をつくってアウトラインを示しつつ、カタログ支援ということで、優良事例をかなり事細かく見ていって、たくさん事例をしっかりと御説明させていただいた上で、新しい取組をサポートしていきたいと思っております。

それから、駒村先生から御指摘のありました連携・協働がポイントであって、例えば公と民というような連携も含めた取組が重要という点につきましては、まさにこういった取

組をカタログとしてきちんとまとめまして、どういったコストでどういったことができるのかということも示しながら、自治体に対して働きかけをし、その部分のサポートをしていきたいと思っております。

さらにお話しいただきました大都市部のデジタル対応につきましては、デジタルを積極的に取り込んで、使っていく、便利にしていきたいと私どもは思っていますけれども、他方で、そうなっていくとデジタルを使い慣れない利用者の方々をどうするかというところがまさにおっしゃる通りポイントでありまして、ここも含めて、どうするのが本当に利用者の方々にとっていいのか、これから必要なのかということをしっかりやっていきたいと思っております。

御指摘ありがとうございます。

○柳川座長 どうもありがとうございます。

よろしいですか。

それでは、前半の議論はここまでとさせていただきます。

国土交通省のお二方に関しましては、ここまでの御出席となります。どうも御協力ありがとうございました。

(国土交通省退室)

○柳川座長 それでは、ここからは「これまでの議論を踏まえた意見の整理について」に移りたいと思います。

本日も、構成員の皆様から御意見をペーパーで事前に頂いて、お手元に配付しておりますので、前回と同様に、1巡目の発言については最大3分をお願いしたいと思います。

それでは、順番にということになってしまいますけれども、まず、檜山構成員よりお願いいたします。

○檜山構成員 ありがとうございます。

私からお伝えしたいこととして、意見としてまとめられているものは、各省庁の施策に対応していく形で項目分けされて、簡潔に重要な点をまとめていただいていると思います。しかし、地域における活躍とか、就労とか、資産形成、金融的なもの、健康とか、学びや介護等について、一国民目線で考えていったときに、それぞれの施策は日常の中で密接に関わり合っているところがあります。その意味で、俯瞰的な視点でそれぞれの関係を可視化するようなまとめを追加できたらと思います。

個人は、高齢期のスタートにおいて、まずは生涯学習を通じ、高齢期における社会との関わり方や就労の仕方、資産形成とか金融リテラシーに対する学びは必要ですね。さらに、介護に関する理解とか、社会的処方とは一体どういうものか、健康増進・健康維持に関してどのように考えていくべきなのか、介護に対する自分自身、それから自分の子供世代との関係の在り方、家を空き家にしないためになど、知っておくと生き方が変わることがいろいろ続いていきます。それらの施策や支援を総合的に理解していくところからスタートできれば、各省庁の施策のつながりを持たせた地域の中での行政の展開と住民による活用

が可能になり、地域政策が効率的に作動していくようになるのではないかと考えます。個々の施策から別々に地域組織や住民のネットワークが展開していくのではなくて、地域のまとまった組織や住民のネットワークが施策を有機的につなげて相乗効果を起こしていくような視点を伝えられるように、俯瞰的な視点をこの報告書の中で追加していただくとありがたく思います。

取りあえず最初の1巡目の私からのコメントになります。

○柳川座長 御協力ありがとうございます。

それでは、権丈構成員、お願いいたします。

○権丈構成員 資料を提出しております。

3項目、話をします。

1つ目は、前回の高齢社会対策大綱でも、あのときは日本老年学会と書かれていたのですが、本当は日本老年学会・日本老年医学会という2つの学会からなのですけれども、両学会から高齢者再定義の提言がなされていることを脚注で紹介して、「65歳以上を一律に「高齢者」と見る一般的な傾向は、現状に照らせば、もはや現実的なものではなくなりつつある」とあります。ただ、両学会の提言がなされたのは2017年1月で、前回の高齢社会対策大綱が翌年の2月、2018年2月ですので、あれから5年ほど過ぎた今回は、日本老年学会・日本老年医学会の話をもっと本文に持ってくるような感じにしてもいいと思いますし、大綱の冒頭で、「65歳以上を一律に「高齢者」と見るのは現実的ではない」と言い切ってはどうかと思っています。

諮問会議もそうですけれども、65歳を「高齢者」と言うのはおかしいという議論は、税調でも、構築会議でも、いろいろなところでみんな議論しているのですけれども、そういうところで、大綱にこう書いてあるではないかという環境を準備してもらったら物すごく楽になります。しかも、みんなの感覚的なものではなくて、科学的に医師がみんなで検証してこうなったのだよという形のものがある先があると、非常に議論がしやすくなるというのがありますので、御検討いただければと思います。

両学会の提言は、「若返り」がキーワードです。例えば資料3の2ページに「就労」とあるのですけれども、冒頭の「健康寿命の延伸等を踏まえ」とあるところは、「日本人の若返りを踏まえ」に変えることが私は重要かと思っています。

ただ、高齢者の就労の話についてここでしますと、65歳までの本格的な就労にはまだ程遠い段階に今ありまして、待遇ががたんと落ちる再雇用とか非正規が一般的です。高年齢者雇用安定法を義務づけている65歳までの雇用の質を上げるという、労働力の本格的活用を促す記述ができないだろうかと思っています。

本当は、両学会が提言した75歳から「高齢者」とみなし、その5年ほど前の就労社会、参加を後押しするための環境整備も考えていきたいのですけれども、時期はまだかなというところで、年齢を入れることは遠慮しておきます。

2つ目なのですけれども、医療と介護、そして福祉の連携が各所に置かれているわけで

すけれども、医療・介護の大前提が変わったんですね。昔は急性期の医療を対象として提供体制ができたのに、ニーズが変わってしまった。高齢期、75歳以上の人たちが増えていて、複数の疾病を抱えている慢性疾患の人が多くなり、このニーズに提供体制を変えなければいけないということで、医療・介護は全てそこから演繹されてくる形で話が出てきますので、そういう形で議論をまとめていただけないだろうかというのがあります。

21世紀に入ってきて、Quality of Lifeとか、要するにここでは病院完結型の治す医療から、治し、支える地域完結型の医療に切り替わっていくのですが、これに合わせていろいろなものが変わっていきます。

そうした変化の中でのことが、各所に書かれてあるわけですが、最初のところも、年齢のところも、若返りのところも、次の医療・介護も、大前提が変わったというところでまとめていただければありがたいと思いますということで、最後の社会保障教育はまた後で話します。

○柳川座長 ありがとうございます。

それでは、若宮構成員、お願いいたします。

○若宮構成員 若宮でございます。

私も、今のお話に関係があるのですけれども、日本はすごく教育に熱心なのですけれども、子供の教育にはすごく熱心、それから、高齢者の寿大学みたいなものはあるという程度で、それ以外のところとか、その間があまり考えられていない。要するに、学校と高齢者向けの教育以外のものがもっと考えられなければいけないということ。特にバラエティーに富んでいなくて、例えば理系とかいうようなものについてはあまり教育がなされていないというのが問題だと思います。

解決策なのですけれども、地域に講師がおられないのであれば、教材を国でつくって、ユーチューブかなんかに載せておくとか、そういうこともあり得るのではないかと思います。

それから、よその国ではボランティアの活躍がすごくあれなのですけれども、日本ではボランティアの活躍が弱いと思います。ボランティアの育成と、ボランティアの方がばらばらやっていたらしゃるのを、全員をデータベース化しておくことが大事だと思います。

特に高齢者教育に関わっておられる教育長さんとか、よくやっておられると思うのですけれども、比較的年齢が高い方が多いので、ああいう監督部門にももうちょっと若い人たちの意見を取り入れていくべきだと思います。

以上です。

○柳川座長 ありがとうございます。

それでは、御手洗構成員、お願いいたします。

○御手洗構成員 御手洗です。

提出資料はないのですけれども、主に事務局に対する意見になるかと思うのですが、この会議は最後、閣議決定もされるような会議ですから、6回だか、この後あるのか分から

ないですけれども、何となく会議で出たみんなの意見をふんわりまとめました程度の取りまとめにならないように、具体的な政策に踏み込んだレベルの内容になるように取りまとめたいなと思っています。

今、主な意見で出ているものを拝読しながら気になっていたのですが、既に政策でやられているものとやられていないものがごっちゃになっています。例えば、これまで議論したものの中でいうと、空き家の流動化のための仲介手数料上限引上げは、もう国交省さんが対応してくださって上がりましたし、この前議論に出ていたカスハラ対策については、昨日の日経新聞で、法的措置まで含めて対応するということが骨太の方針に入る見込みと出ていました。皆さんの意見をただまとめるということではなくて、その分野で各省庁は具体的に何の政策をやっている、何はもうオンゴーイングで進んでいるものなのか、何は追加的にやってほしいとこの会議から要望するのか、そこをきちんと切り分けてまとめていただけるようにお願いします。

既に各省庁がやっている高齢化社会に関係しそうな政策をただ正当化するような基本的考えをつけて終わる、みたいなことではこの会議をやっている意味がないので、各省庁がここまでできていて、でも、追加的にこういうことをやるべきだとこの会議では提言をしますということがはっきり分かるような構成にさせていただけるようにお願いします。

以上です。

○柳川座長 ありがとうございます。

続いて、駒村構成員、お願いします。

○駒村構成員 資料6、かなり大分な資料を用意させていただきました。詳細は中を読んでいただくしかないかと思います。

3点ございます。自治体の縦割り解消についてと個人情報保護法、それからそれに関わる金融機関の対応に関するガイドライン、金融庁関係の3点です。

1点目の自治体の縦割りは、先ほども議論がありましたけれども、縦割りの中でいろいろ課題が出てきている。特に民間との連携が縦割りの中ではなかなかやりづらいということで、例えば1ページの7. に書いてあるような問題が起きている。これは一回議論したところだと思います。

基本的には自治体と民間の本業との間でうまく連携していく必要があるのだろうと思います。これは従来のPPPやPFIなどありますが、それとは異なる本業での連携です。なお、6. はCSVではなくてCSRの間違いです。自治体と民間の連携といっても、寄付とかそういうCSRとも異なる連携です。本業の中でどう連携していくかが大事なのですが、自治体側に、民間との連携に関してきちんとした理解が十分ないのではないかと、私には心配しているということでございます。詳細は1ページから2ページに書いてあります。

3枚目の認知機能の低下でありますけれども、図にあるような形でグラデーションの状態、しかも主観的なものと客観的なものに乖離が生まれてくるという特性があります。

こういう特性を踏まえた上で、現在の個人情報保護の中で、様々な機関で連携する場合に、個人情報保護について様々な制約がある。特に本人同意の問題については、本人の認知機能の低下という部分、同意能力の低下についての留意が足りないのではないかと考えられます。個人情報の同意に関する学説の中では宇賀先生の見解も御紹介してはいますが、本人の同意が取れないという状態に認知症といったものも含まれるということを明確にしておかないと、4ページのⅢであるような問題が起きてくる。金融機関の中で認知機能が低下した人を見いだした場合も、「見つけてどうする」問題があります。個人情報の壁によってそれを、内部のみならず外部の福祉機関とも連携できないわけですから、「見つけてどうする」問題が起きてきますし、金融機関の中では様々なガイドラインがあって、顧客が認知症の可能性があるという情報をどう管理するのかということは、機微情報ということで極めて厳しく制限されていまして、内部でも共有できないということが実質的には起きています。そういう意味では、個人情報保護法、それからそれにひもづく金融庁のガイドラインについて、認知機能の低下、認知症ということをどのように配慮するのかという点を再検討していく必要があるのではないかと思います。

以上でございます。

○柳川座長 ありがとうございます。

続きまして、飯島構成員、お願いいたします。

○飯島構成員 飯島でございます。

資料7を見ながら聞いていただければと思います。

事前コメントとして、すでにいろいろと記述しておりますので、それを参照していただく前提で、改めて強調したいメインの点をコメントいたします。2点です。

まず1つは、幸福な最期を迎えられるような社会をつくるためにということで、今までの議論中で組み込みが弱かった視点としましては、「高齢者の看取り」の問題、そこに付随してくる「ACP (Advance Care Planning)」の問題、これをより早い段階から国民の方々に円滑に進めることができるように必要な「意思決定支援」の問題、そこには実は「孤独死」という問題も入ってきます。実はACPの重要性はかなり前から我々の医療・介護の分野でも言われてはいるのですが、もう一回り地域にいる住民には根付いてこない。そこに日本人の文化というところもあるわけなのですが、それらの問題に対しても、もう一回りいろいろとコメントさせていただいております。

おめぐりいただきまして、2ページ目の上の方を見ていただければ幸いです。

基本的な考え方というところの文章に、個々人の特徴を大きなマスとして俯瞰してみますとグラデーションの状態になっております。その実態を踏まえた上で、いろいろとコメントを書いております。おっしゃる通りなのですが、「エイジフリーな社会」を目指すもう一つの根拠として、先ほど権丈先生からもはっきりコメントいただきましたが、従来65歳で区切っていた我々の特に心身機能のところ、明らかに5歳から10歳若返っているというしっかりした科学的エビデンスが既に存在します。

われわれ日本老年学会と日本老年医学会がちょうど2017年に高齢者は若返っていることを多角的な視点から示しました。それからもう早くも7年ほど経ちましたが、実は、来週名古屋にて、我々の学術学会である日本老年医学会において、さらに新しいエビデンスや再度の検討を行い、新たな報告書をプレスリリースしていきます。そこには、これだけ明らかに若返ってきているということをさらに念押しして示せるような、新たなメッセージを出していきます。

そういうことも踏まえて、先ほどの権丈先生のコメントにもありますように、医療が病院完結型から今まさに地域完結型への転換という流れです。私自身も医師になって三十数年経ちますが、医師免許を取った昔の頃と今とでは大きく異なるのです。よって、どんどん時代が移り変わってきていますので、ダイナミックに決断していく形が必要になってくるのではないかなと思います。

数回前の会議でコメントしましたように、世界の動向も含めて「平均余命」という考え方が出てきており、平均余命として約15年ぐらいを期待できる年齢を老後の始まりと考えるのが無難ではないかという考え方があります。そして、我が国の2021年の平均余命でも73.8歳、すなわち約74歳ぐらいですので、そういう意味でも、日本老年学会や日本老年医学会が2017年に示した75歳という新たな定義自体は比較的一致したデータではないかなと思います。とはいえ、ここで強調しておきたいのは、この75歳定義に関するメッセージは、我々の科学的根拠を軸に述べているものであり、決して年金や医療費などの社会保障費に関する問題定義をしている訳ではありません。確固たる科学的根拠を基盤にしながら、国民との対話、みんなでのディスカッションが活性化することを祈っているものです。

ほか、社会的処方に関して、あとハイリスクアプローチ、ポピュレーションアプローチ、及びその両者の連動、高齢者就労、最後の介護福祉機器ロボット開発のところに関しましても幾つかコメントがありますので、そこをまた参照いただければと思います。

以上でございます。

○柳川座長 ありがとうございます。

続きまして、大空構成員、お願いいたします。

○大空構成員 大空です。

少し広い話になって恐縮なのですが、前回の高齢社会対策大綱は42ページあるわけですが、けれども、「若者」という言葉が何回登場したかということ、1回なのです。「若年層」は5回で、「現役世代」は2回なのです。言葉の回数だけではありませんけれども、やはり高齢社会対策大綱の中に若い人たちや現役世代のある種の存在をしっかりと明記するという事は、あらゆる制度の持続性を高めるという意味において重要ではないかと思います。

その一つが、資料8のペーパーにも書かせていただいた、まさに民生委員制度でして、社会福祉の根幹で、これからの日本のある種の未来でもあろうと思いますけれども、非常に希望を感じている制度ではあるのですが、何せ9割近くが60歳以上で、独自の定年を設けている自治体が半数を超えたという報道も今年ありました。町会・自治会推薦を母体と

するわけですが、もう既に町会・自治会が存在しない地域もたくさんあります。ですから、なりたくてもなれないというのが現状だと思います。

ここにしっかりと若い人たちや現役世代を制度として入れていくということをやっていないと、20年後とか30年後の話ではなくて、5年後、10年後、こういったこれまで100年ぐらい続いてきたような日本の社会福祉のある種の地域のボランティアとかつながりを前提とした様々な制度が崩壊する可能性があるのではないかと。このように非常に明示化・制度化されているものだけではなくて、私たちのような相談窓口の分野においては、80代、90代の方が夜勤も含めてボランティアをやっているような状況ですので、本当に真剣に考えないと、セーフティーネットはある種崩壊をしていく。

一方で、東日本大震災のときに民生委員さんが高齢者の避難とかにかなり尽力されたというような研究がもう既にあるのです。例えば避難行動要支援者名簿というような、非常に個人情報扱っているような名簿を、ある種分散をして管理しているという状況があります。医療、介護、行政、民生委員さん、NPO、それぞれが情報を持っているのです。例えば転居したときとか、もしくは介護施設に入るために都市部に引っ越しをされたという場合において、データが全く連携されていないという状況です。これは子供も一緒なのですが、子供はこども家庭庁とデジタル庁がこどもデータ連携とかデータベースとかを今、一生懸命やろうとしております。高齢者においても同じような問題があるのではないかなと思います。

先ほどの駒村先生の個人情報のお話、認知機能の話も当然考慮しなければいけないのですが、高齢者の支援に関わる情報、これまで紙に書いていた、そして民生委員さんが伝統的に記録していたようなものをちゃんとデジタル化して、ほかの機関も一定程度見られるような連携をデータを通じてやっていくこともぜひ検討していく必要があるのではないかと。ということは申し上げておきたいと思います。

以上です。

○柳川座長 ありがとうございます。

続きまして、澤岡構成員、お願いいたします。

○澤岡構成員 ありがとうございます。澤岡です。

私は、移動支援のほうは先ほどのテーマということで、これは後でお時間がありましたときにと思いますが、資料の下のほうの「全体を通じて」というところで3点述べさせていただきます。

前回もかなり話題にも上りましたが、こういった大綱で使う言葉がすごくステレオタイプのイメージで、高齢当事者の方とかそこに関わる方の生きづらさを助長してはいけないと感じております。健康寿命であったり、健康であったり、あと活躍という言葉も、自分は地域の役に立たなくなったから、もうお役御免だよとため息をつかれる方なんかにもよく出会ったりします。そういう意味でも、生きづらさを助長するということではないように、言葉の使い方、改めて定義づけをしたりとか、新しい言葉を使うというのはあまり

いいことではないような気もするのですが、そういったことを意図して、あと高齢当事者のお話もありますが、この大綱は恐らく全国民に対してのメッセージであると思っております。そういう意味でも、若い人が見たときに、自分に対してのメッセージをどう受け取るかというような視点でこういった文章は考えていかなければいけないのかなと。

その中でも、先ほどの生きづらさという側面でいえば、共生社会という言葉の中で見ていけば、その時々々の活躍とかというところの部分は見えてくるとは思うのですが、共生社会とは具体的にどういうことかとちゃんと語れる方が国民の中でどれだけいるのかと考えていきますと、その時々々の状況に応じた健康、活躍の姿があるということをしつかりと明記しながら、その時々々の健康、活躍を実現していくことを応援していくとか、そういった具体的な文言に換えたほうがいいのかなども感じております。

それから、これはデジタル活用とかテクノロジーの活用ということだけに特化している話ではないのですが、一番分かりやすいところで、テクノロジーの活用というところも、割と主語が医療や介護のサイドだけの視点で語られるような文脈が多いようにも思います。そういう意味でも、死に直面をしたときだけではなくて、高齢期は日々小さな小さな大変なことが積み重なっていく中で、その時々々の当事者の自己選択とか自己決定を積み上げていけることが、最期の死の部分に直面したときの自己決定というところにもつながっていくということで、自己決定、自己選択を応援する手段としてデジタルを位置づけるという部分、しっかり明示していく必要があるように思います。

もう一つ、ここに書いていないことで、地域社会の在り方自体も、雇用延長で地域に出てくる方がだんだん後ろのほうに乗ってきているお話であったり、社会的手法を実現していく上では、地域という受皿の重要性がすごく増していく。民生委員制度の改革は大空構成員がおっしゃっていたのですが、地域社会自体が、国の仕組みだけではなくて、価値変換とか、そういったドラスティックな変換が求められているということも改めて書いたほうがいいのかなども感じております。

ありがとうございます。

○柳川座長 ありがとうございます。

続きまして、藤波構成員、お願いいたします。

○藤波構成員 藤波でございます。

私のほうからは3点、事前資料の中で特に申し上げたいことを中心にお話しさせていただきます。

まず1つ目、就労に関してということで、企業の役割と支援の在り方なのですけれども、先ほど権丈先生からもお話がありましたが、企業は65歳まで法律で取りあえず雇用確保という形では、多くの企業がほぼ政府の目標を達成しているということなのですけれども、実態はそれがきちんとした活用をされているのか、高齢者の方たちが満足した形で働いているのかというと、決してそうではないというところで、先進企業の例を見ますと、定年制を上手に使いながら、まずそこでキャリアを見直してもらい、雇用契約も一旦終了する

形でちゃんと見直して、適正な仕事を改めて役割含めてシニアの人たちと相談をしながら、社内である種、労働市場の中でのマッチングをするというようなことをやり、報酬に関しても評価を取り入れながら、きちんと役割に応じた活躍をしてもらうという期待を伝えて、活躍していただいている。それがうまくいって初めて65歳以降、70歳であったり、あるいは年齢に関わりなくという形で雇用が進んだり、あるいは定年の廃止や引上げにつながったりという形になっていますので、今後、労働力不足ということで定年引上げとか定年廃止というような動きを企業さんはされると思うのですが、一足飛びにやって、取りあえず雇用だけやっていますという形では、本来の我々が目指すべき高齢社会の望ましい在り方ではないと思いますので、前半、まずきちんと活躍していただくような仕組みを整えるというところを、国は引き続き支援とかサポートしていくことが重要ではないかなと考えております。

あわせて、そのときに労災保険制度の柔軟性みたいなところもシニアの活躍というところでは切り離せない問題かなと思いますので、そちらについても何らかの形で今回の大綱の中で少し触れていただけるといいかなと思っております。

2点目のことですが、一方、今度、個人側から見ますと、企業の中でいろいろキャリアを考えるということだけではなくて、長く働く中ではパラレルキャリアとか、第2のセカンドキャリアとか、いろいろな呼び方がありますけれども、そういったキャリアについて考えてもらうときに、企業の場合だけでは十分ではないということなので、できれば既にあるいわゆる教育訓練プロバイダーであるとか、業界団体といったようなところを活用することもぜひ考えていただければと思います。

他方で、一つの会社の中で長く働き続けることも重要であるということ、ぜひこの大綱の中に盛り込んでいただければと思います。

時間の関係で、以上2点にさせていただきます。

○柳川座長 ありがとうございます。

続いて、藤森構成員、お願いいたします。

○藤森構成員 藤森です。

今日は遅れての参加となりまして、失礼いたしました。

私のほうでは、前回、身寄り問題について地域のネットワークづくりあるいは居場所ということをお話ししましたが、「どのようにやっていくのか」という御質問を受けましたので、最初にその点を少し言及させていただきます。

支援のネットワークづくりの一例として、長野県の県社会福祉協議会の取組をお話しします。長野県では、県社会福祉協議会が中心になって「身寄り問題に対する職種間の連携会議」を開きました。会議に集まったのは、ペーパーに記載した通り、医療、看護、介護、ソーシャルワーカー、法律家などの9団体の役員です。9団体の役員が一堂に集まって、身寄り問題について現状や課題認識、現段階での取組を共有します。そして、各団体において、連携会議の内容を地域の支部に伝えて、その後それぞれの職種において各市町村に

において職種間の連携を図りながら具体的な課題に取り組んでいける基盤づくりを目指しています。こうした手順は、地域の支援のネットワークをつくる上で大切ではないかと考えております。

それからもう一つ、居場所づくりについてなのですが、これは私の勤務する大学のある愛知県の知多地域で、NPO法人知多地域権利擁護支援センターが中心となって、身寄りのない人同士あるいは身寄りのない人と地域住民の互助会を作ることが始まっております。

一つ大きな特徴は、このセンターが「知多半島ろうスクール」という7週連続のセミナーで高齢期の独り暮らしの備えについて学んでいくことをやっています。そのセミナーをきっかけに互助会に参加する人が多くなっています。こうしたセミナーも重要だと思います。

それから、ここに書いていないのですが、前回お話しした総合相談や支援のネットワークのところで、これに関連した取組は生活困窮、権利擁護、介護、居住支援、孤独・孤立など様々な分野でやられているので、こういった支援のネットワークの連携も今後考えていく必要があると思っております。これが1点目です。

それから、2点目、介護保険の追加的財源の確保のことですが、これは何回かこの検討会でも申し上げてきたところであります。今後5年間を考えた場合に介護職員の不足に対応していく必要があって、追加的財源が必要だというメッセージを送る必要があるのではないかと考えています。もちろん仕事の魅力の向上やテクノロジー活用もとても重要だと考えていますが、それだけではなかなか解消することが難しく、また、仕事と介護の両立が困難になっていくことで経済的損失が9兆円に上ると試算も出されています。仕事と介護の両立の基盤になるのも介護保険ですので、その土台である介護保険に追加的財源の確保が大切になってくると思っております。

3点目の社会保障教育のところに移ります。先ほど申し上げました通り、後期高齢者や身寄りのない高齢者が増加していますので財源確保が重要になっていくと思うのですが、なかなか進んでいかない。歳出の効率化は当然進めなくてはいけないのですが、それだけではやはり足りないだろうと思っております。

財源確保がなかなか進まない一つの要因は、税や社会保険料の拠出について、「負担」とか「痛み」という点からのみ捉える傾向があるからだと考えています。この点では、社会保障教育が大事になってくると思っております。

特に社会保障の大きな役割は所得の再分配で、負担能力に応じて負担し、政府に拠出された税金や社会保険料は必要に応じて家計に再分配されていきます。再分配によって、医療や介護などを必要とする人たちに給付がなされて、人々の生活の安定につながります。

しかも、社会保障給付費の9割弱は社会保険ですから、中・高所得者層も給付を受けています。また、医療、介護は若いときから保険料を拠出することによって、主に高齢期で膨らむ支出を平準化していきます。さらに、介護保険は高齢期のためだけの制度ではなく、現役期においても、親が要介護になっても働き続けられるという安心感を持つことができ

ます。

こうした給付面にもっと目を向けていく必要があります、社会保障教育の必要などころではないかと思っております。

以上です。

○柳川座長 ありがとうございます。

猪熊構成員はまだですかね。

それでは、大月構成員、お願いいたします。

○大月構成員 遅れての入室となりまして、失礼いたしました。

私のほうでもメモをお出ししております。

まず、今後の全体のまとめ方として、事務局のほうから資料を出していただきましたが、よくまとまっていると思うのですが、今までのところ、項目立て全般が省庁縦割りの仕事の羅列にも見えかねないので、やはり高齢社会の対応政策全般としての構えが一つのメッセージのパッケージとして伝わるような工夫が重要ではないかと思えます。

私の関連の深いところの生活環境／居住支援というところでは、これまでの住宅政策については、主として憲法25条の生存権を基盤とした住宅の確保ということで、戸数とか面積とか設備の要件を備えたものを大量供給していくということ。それから、収入階層という数値に還元され得る政策論として展開してきたわけですが、空き家問題にも象徴されますように、そうした数の問題というのはほぼ達成しておりまして、今、深刻な課題となっているのは、むしろ憲法13条の幸福追求権を基盤とした「その人なりの幸福が実感できる」、すなわちこれがウェルビーイングなのではないかと考えておりますが、そうした居住環境の実現であると考えております。住宅は存在しているものの、エイジズムを含む社会的偏見とか縦割りの硬直的制度に阻まれてそこにアクセスできないとか、アクセスできたとしても、サポートがないとそこでは生きづらいというような方々、高齢者でいけば要介護、要看護の方々に当たるわけですが、こうした人々をどう見つめるかということが非常に重要かと思っております。

今般の住宅セーフティネット法の改正にも多少言及されておりますが、国交省と厚労省の共管的な法律になったことが非常に重要で、従来の憲法25条の生存権を基盤とした「住宅政策」を踏まえながらも、憲法13条の幸福追求権を基盤とした「居住政策」への方向転換の第一歩だと捉えるべきであると考えております。

また、政府の骨太の政策の中でも全世代型社会保障構築の件が出ておりまして、その中でも住まい支援とありますので、こうしたことも併せて、政府の姿勢としての一体性をちゃんと出していきたいなと思っております。

繰り返しになりますが、憲法25条の基盤があるだけでは人間のウェルビーイングは達成できず、それに加えて伴走型の一環としての居住支援というソフトウェアが保障されていく、憲法13条的なものを目指していく、ということをきっちり表明していただくのが重要なのではないかなと思っております。その第一歩となるのが相談支援となって、相談支援

を日常の生活にもたらしてくれる一つの手だてとして、身の回りの居場所の構築というのが非常に重要になるということを論理立てて報告書の中で出していただければありがたいなと思っております。

以上でございます。

○柳川座長 ありがとうございます。

それでは、現段階で御出席の方々から一通り御意見を伺いましたので、御協力ありがとうございました。まだ時間が残っておりますので、2巡目に行けそうな感じでございますので、ここからは順番ではなくて挙手ベースで御発言いただきたい方、ただ、やはり皆さん御発言を2巡目もされたいと思いますので、今回も3分ぐらいでまとめて2巡目をお願いしたいと思います。

では、御発言を希望の方は手を挙げていただいて、いかがでしょうか。

権丈先生、何か先ほどの。

○権丈構成員 先ほど飯島先生がおっしゃっていたところに付け加えまして、本当に何十年も前から医療そのものが変わってきて、今や医療というのは病気と共存しながらQOLの維持、向上を目指すものという定義で考えていい状況になってきて、地域全体で治し支える地域完結型医療に変わらざるを得ない。だから、社会的処方項目とか、在宅医療とか、介護体制の整備とか、医学教育のアップデートが必要になってきているわけなのです。それがなかなかうまくいっていないので、ここは高齢社会対策大綱が司令塔としての役割を果たしてもらえればというのがあります。

2013年の国民会議の報告書にはQODというQuality of Deathというのを書いていたわけですが、それが先ほど飯島先生がおっしゃっていたACPのほうに転換してきて進化してきたわけです。ACPにはプライマリーケアとか家庭医に近い診療所の存在が不可欠なのですけれども、なかなかそこら辺の提供体制が変わっていないというのがありますので、ぜひ司令塔としてここから情報発信していただければと思います。

社会保障教育について藤森構成員のほうからもいろいろありまして、過去においても、5年前にも教育について書かれています。ただ、マクロ的側面の話で、意義を理解しようみたいなどころがあるのですが、今、この5年ぐらい、私はいろいろ見ている、どうも世の中にあふれている情報を見分けるリテラシーを高めるためのミクロ的な話も教育の必要性としてあっていいのかなと思います。

例えば現在の高齢者と同等の年金給付水準を大空さんたちの世代が受けていこうとすると、66歳9か月ぐらいまで働けば同じぐらいの給付水準を得られるのです。だから、そういうところを含めて、今やいろいろな形で、とにかくどのように働いていくとか、いつまで働くとか、いつから給付を受けるかということで受け取る年金はがらりと変わっていて、みんなが不要に心配している問題というのは、公的年金シミュレーターとかを使えば解決するものがありますし、本当にミクロ的な側面、社会保障の使い方みたいなどころの教育というののもあっていいのかなと思っておりますという資料を出しておりました。

以上です。

○柳川座長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。大体皆さん御発言を十分なされた。

檜山構成員、どうぞ。

○檜山構成員 生涯学習に関する意見のまとめについて、一人の住民に対する高齢期の生き方とかを学ぶような場を中心に取上げた形になっているのですが、それ以外に、高齢期を迎えている人たちに対して、どのような制度を活用してどのような支援を提供できるのかという、支援する側にとっての高齢社会対策の学びを受けられるような視点も必要ではないか。そういった文言も「(4)の生涯学習の充実・多様な学習機会の提供」の中で、住民目線に加えて支援側目線のお話なども入れていくことで、用意されていくいろいろな政策を、どういうときにどのように活用していくとよいのか、見通しが立てられるかもしれないなと思いました。

以上です。

○柳川座長 ありがとうございます。

そのほか。

では、駒村構成員。

○駒村構成員 ありがとうございます。

これからこの主な意見をどうまとめていくのかという議論に入ってくると思うのですが、やはり先ほども飯島先生からお話があったように、高齢者に対する位置づけをどう変えていくのかというのが大事ななと思います。

年金においては65歳以降の在職老齢年金の改革の議論が進んでいるわけですが、各社会保険制度でも高齢者の扱いが違うわけです。厚生年金は原則70歳の加入年齢の上限があります。あるいは健康保険、特定健康保険組合は別として、仕事を辞めてしまえば国保になり、また仮に仕事を続けて健保に入っているとしても75歳を超えると後期高齢者になるわけです。特に介護保険が65歳のところで社会保険の扱いの段差があるような気がします。これから65歳から74歳の方が働き続けるということを考えると、社会保険全般に65～74歳のところをどうしていくのかというのを統一的に整理したほうがいいのではないかなという気はします。

以上です。

○柳川座長 ありがとうございます。

飯島構成員、どうぞ。

○飯島構成員 飯島でございます。

2点補足させていただきたいと思います。

まず1点は、今、議論がありましたように、高齢社会対策大綱というものの自体、先ほど大空様もコメントされたように、高齢者のためだけの何かを創ろうというよりは、やはりそれだけではなくて、現役や若者の方々にもエールを送れる形になったり、一緒にやって

いかなければならないという前向きなメッセージとして読み解けるようなものであるべきではないかと思います。その意味では、全世代型の社会保障であったり、社会保障教育であったりということも含めて、若い子なら若い子なりに、現役世代なら現役世代なりに、シニアならシニアなりに、「国民全体のライフステージ全般を見据えた教育」という形で、改めて足元を見直すきっかけになる啓発も必要ではないか。これがまず一つであります。

あと、事前コメントにも書かせていただきましたけれども、社会的処方という部分に関してです。これは前回の会議でも簡単にお話ししましたが、この社会的処方として、我々が処方するお薬の処方ではなく、患者様である住民をもっと地域資源につなぐことが出来、それはお薬の治療では出せないような大きな良い影響があるということは、すでにいろいろと分かっています。実際に、この社会的処方を進めようと思って下さっている「かかりつけ医」の先生もおられます。ただし、そのときに個々の地域に多様性のある具体的な選択肢が全く見える化されていない状態です。前向きに社会的処方のアプローチへ一歩踏み出そうかなというかかりつけ医は、一歩踏み出そうにも踏み出せないというのが現場の正直な雰囲気かなと思います。そういう意味では、医師から最初のゴーサインが出しにくいという状況です。

そういう意味で、AIを活用した各自治体向けのカスタマイズやシステム等も検討が必要だと書いてあるのですが、その以前に、まずは地域資源のデータベース化、その充実というものをちゃんと対応した上で、国は国なりに大きなグランドデザインを出していただいて、データベース化とその活用、応用化というものをちゃんと各自治体にうまく推進できるような道標を出していただいて、各自治体で知恵を絞っていくべきかなと思います。

以上でございます。

○柳川座長 ありがとうございます。

それでは、若宮構成員、お願いいたします。

○若宮構成員 いろいろ教育についてなのですけれども、やはり一人一人に対して一人一人がというのではなくて、グループにして、そのグループに対して教育をするというのがすごく、これは年寄りには限らないのですが、やはり老人クラブとか、私どもがやっておりますインターネット上の老人クラブなどもあるのですけれども、そういうふうなところで仲間と一緒に議論をして問題を解決していくとか、そういうふうなものがありますので、地域でそういうグループをつくって、高齢者が自分たちで自分たちはどういう高齢時代を過ごしたいかということを考えるような、そういうある意味で心身ともに自立した高齢者でいられるようなことも一つ加えていただければと思います。

○柳川座長 ありがとうございます。

それでは、オンラインで挙手いただいている藤波構成員、お願いいたします。

○藤波構成員 ありがとうございます。

先ほどのお話に補足してということもあつたのですけれども、1点目は、やはりシニアの方たちに向けて、今回は5年間というようなことで大綱をつくられるわけですけれども、

若い人たちの働き方は、長く生涯現役で働くというような世界に向かっていくとき、今の若い人たちは現在のシニアの人たちと企業の中でのスタンスというか働く活躍の仕方が変わってくると思いますので、そういったことも含めて、若者の雇用とか就業とか就労とかというような全体像というものもお示しいただくというのは重要なことだと思います。今のシニアの人たちを見て、そっくりそのまま同じやり方をすればいいのだということではないというようなところが1点目です。

2点目ですけれども、先ほどちょっと申し上げたのですが、どうしても新しい多様な働き方とか多様なというところに目が行きがちなのですけれども、もちろんそれはきちんと大綱の中に書き込んでいただくとして、他方で、やはり一つの会社の中で長く働き続けるということでキャリアを積んでいくというようなスタイルも会社にとっては重要な人材ですので、それが駄目だとか、転身することのモデルだけをこの大綱の中に取り込んでしまうと、どうしてもそれがいいものみたいに見えてしまうということで、今までの働き方が否定されがちになってしまうので、そういうことは防ぐような形で、きちんと両輪が大事なのだよというようなところをキャリアプランとかスキルアップのところ、新しいスキルを身につけるということだけではなくて、これまでのスキルを引き続き伸ばしていくというようなところも重要なのだということを入れていただければなと思っております。

それに関して言いますと、先ほどお話しさしあげましたように、大学とかいろいろな教育の場がある中で、既に企業の枠を超えてという意味では、民間の教育訓練プロバイダーとか、公的なものとか、それから、業界団体などがいろいろやっていますので、そういうところのうまくいっているケースとか、あるいはまだ取り組んでないところに対して、既にネットワークみたいなものとか資源はあるわけですので、そういったものを上手に活用しながら、新たなキャリアを身につける場、企業の枠を超えてとか、一企業の中でも長く培っていただくスキルを身につけてもらうというような場として活用できるような対策とか支援といったものも盛り込んでいただけると、企業側としては70歳雇用とか年齢に関わりなくといったときに、個人の側も安心してそういった仕組みに乗っていただけるのではないかなと考えております。

以上です。

○柳川座長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

どうぞ。

○権丈構成員 先ほどの澤岡さんの資料で、私、なるほどとても共感しているものがあるわけですが、健康寿命というところで生きづらさを助長しないようなところがございます。

私のほうの資料でQRコードを示しているところで「高齢者の定義再検討と新しい高齢者像——日本老年医学会の取り組み」というのを紹介しておりますけれども、ここでは寿命

延長と若返りをもたらした要因は国民の栄養状態の改善、公衆衛生の普及、医学の進歩など様々なものが考えられますと書いてあるわけで、どうすれば若返るかとかどうすれば健康寿命が延びるといのは、医学的にはここら辺はこういう形で今認識しているというところで、なかなか操作変数とか政策対象ではないのだよというニュアンスの文章がここにあるわけです。

だから、若返ったという事実はどうもあるということは科学的に医学会と老年学会の両方から出していただいているわけですがけれども、この若返った人たちは、今のような社会システムだったら高齢者65歳というようなところから排除されていくような仕組みになっているので、ここを包摂していくような仕組みを考えていきましょうというロジックにしておく中で、こういう生きづらさを助長しないような文脈あるいはロジックというのには私はできるのではないかと考えております。

以上です。

○柳川座長 ありがとうございます。

そのほか、いかがですか。よろしいですか。

大空構成員、どうぞ。

○大空構成員 大空です。

現役世代とか若者の話が出てきたので、少し補足をさせていただきたいなと思ったのは、前回の大纲においても多世代交流とか多世代による社会参加活動の促進みたいなことは文言として入っているわけです。ただ一方で、やはりこういう文脈の中でインセンティブの話がやはりなかなか出てこないというのは、非常にもどかしい思いがあります。前回も申し上げたのですが、例えば勲章とか褒章というのは国によるインセンティブの一つでしょう。ただ一方で、若年層、現役世代は勲章が欲しいかというところではないわけで、何か別の形のインセンティブ設計、これは例えば就職活動に有利になる。すなわち公務員試験において、例えばこういう多世代の交流の場、もしくは高齢者もそうですけれども、ボランティアなどに参加している人たちを明確に優遇するのだと。大阪府では一部、ボランティアを経験した学生は公務員試験の一次試験で加点しています。こういう仕組みをやはり具体的に明記していく必要があると私は思います。

一方で、支援者側のインセンティブだけではなくて、やはりそこに参加する人のインセンティブも重要で、というのは、孤独・孤立の政府の実態把握では、孤独を感じている人の大体8割以上が支援は必要ではないと答えているわけです。これは客観的に孤独感が高いと判定しているにもかかわらず、支援が必要ではないと。これを教育で変えるというのは、もちろん諦めるべきではないのですが、なかなか難しいということ考えたときに、そういった場に行くことによって具体的にどういうメリットがその個人にあるのかということ、これはなかなかエビデンスが難しいのですが、やはりこういう大綱には書いたほうがいいのだと思うのです。多世代交流の場が必要ですね、そこに行くってはいわなくて、そこに行くことによって、例えば生きがいや、もしくは居場所感みたいなものを感じ

じられるというような、具体的に行ってどうするかと。

これは我々の教訓ではあるのですが、自殺予防の相談窓口では常々相談に来てください、相談してくださいということ为例えば自殺対策強化月間、自殺予防週間などには厚労省のポスターにも書いたのです。これでほとんど相談は来なかったのです。3年ぐらい前から実は文言を変えまして、相談をしてみた。そうしたら心が少し軽くなったという文言に実は今、自殺予防のポスターは変わっているのです。そうすると、相談窓口の理由にやはりこれは増えているのです。だから、ただ相談してくださいというか支援につながってくださいだけではなくて、その先の未来ですね。例えば洗剤を売っている会社は、この洗剤を使ってくださいというCMを打つのではなくて、この洗剤を使うとこれぐらい汚れが落ちましたというような商品の売り方をするわけです。こういう発想というのをやはりこういう政策とか社会福祉の制度にも落とし込んでいく必要があると思います。ですから、ここは数値とかというよりもある種の文言を書き込めるわけですから、そこで効果みたいなところを意識した書きぶりを全体的に取っていただけるといいのかなと思います。

以上です。

○柳川座長 ありがとうございます。

そのほか。

大月構成員、お願いいたします。

○大月構成員 ありがとうございます。

今の御意見に非常に賛同いたしております。

私のほうで補足をさせていただきますと、居場所づくりというのは今いろいろなところで行われておりますが、コミュニケーションの延長としての相談とか、日常の言説の発露とか傾聴が自然発生するべき場所というのがつくられなくてはいけない。居場所で居合わせた人々同士の相談がいつの間にか専門家の相談窓口につながるような仕組みというのが、実は高齢者ばかりではなく、子供とか学生とか子育ての人とか、こうした多世代の人々も非常に必要とされているところだろうと思っていて、これが縦割りにならざるを得ない面も多々あるかと思うのですが、地域の中でグラデーショナルにつながっていく場所を増やしていくということが極めて重要で、これまでの単に居場所をつくりましょうというだけではなくて、もっと本気でその居場所のネットワークというものをつくっていく。これをうたうべきではないのかなと思っております。

以上です。

○柳川座長 ありがとうございます。

澤岡構成員、よろしくお願いいたします。

○澤岡構成員 ありがとうございます。

今、大月構成員がおっしゃっていただいた居場所の話なのですが、なかなかこれを大綱の中にどう盛り込むかというのは難しいところではあると思うのですが、今、居場所の研究をいろいろさせていただいている中で、何かの仕組みとしてつくられた、誰かがマネジ

メントして意図してつくり込まれたい場所というのは、出てくる人は今までも結構元気な人で意識の高い人で、やはりそうではないアプローチが必要だよねというのは地域のコミュニティの中でみんなが違和感を感じている部分で、そういう意味でも、居場所のグラデーションという言葉、それから、つくるというのも場を新たにつくり出すということの意味したつくり出すだけではなくて、その人が既に持っているつながりとか既にある日常生活のちょっとした種を居場所として主体的に生きるとか学び合うという場にしていくという、何かマネジメントして仕組みとして一個居場所をつくりましたとよく社協さんとかはみんなおっしゃったりもするのですけれども、そうではないアプローチというところで、その人の日常、自分が何か意図して居場所なんて思っていないとは思うのですけれども、そこに出ているほっとするような場、そういうところにもあえてそれを居場所としてもっと豊かなものにしていくというグラデーションの中の緩やかとか薄いとか、そういうようなとてもこれからの価値観が多様になっていく社会の中ではより大事だよねということもあえて明記していただくと、支援する側、地域支援に関わる人もそちらの部分も見えていかなくてはいけないのだなという気づきにもつながるのかなと思って、今、大月構成員のお話を伺わせていただきました。ありがとうございます。

○柳川座長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

どうぞ。藤森構成員、お願いいたします。

○藤森構成員 ありがとうございます。

今の居場所の話、私もグラデーションがあって良いと思います。意図してつくっていく居場所もあれば、それぞれの人がそれぞれの関係性の中でつくっていくような居場所もあっていい。そのグラデーションをもちながら、地域に居場所をたくさん持つことが重要だと思います。また、何かをする場というのではなく、そこにちょこっといて対話して、問題は何も解決しないのだけれども、元気をもらうような場所がたくさんできていくというのもいいのだろうなと思っております。

身寄り問題については、前回、高齢者の問題として話しましたがけれども、この問題は現役世代にも関わってくる話だと思えます。これまでやってきた家族の役割というのは、一緒に暮らす中で気づきを持って、そして、医療機関につないだり、介護につないだりということをやってきたと思うのですが、先ほど大月構成員からお話があった通り、制度があっても気づく人がいないとなかなかアクセスできないという問題があると思えます。

そこを埋めていくのは、居場所が一つだろうし、もう一つ大事だなと思っているのは、支援者がコーディネートをしながらかつながら関係性を保っていくということです。支援者がつながり続ける中で必要な支援をコーディネートしていく機能もとても大事になってくると思えます。

以上です。

○柳川座長 ありがとうございます。

そのほかよろしいですか。

今日は割とスムーズで、12時までだっけと思ったら、予定していただいたのは12時半なのですけれども、大分時間が余っているのですが、無理して引き延ばす必要はないので、皆さん御議論が。

権丈先生。

○権丈構成員 先ほど大空さんたちが今の高齢者と同じぐらいの年金給付水準を得るためには66歳9か月ぐらい働けばいいのだよねというような話をしましたら、こちらの若い人たちにそうなのという顔をしていただいているのですけれども、不当に高齢社会を怖がり、不当に高齢社会を憎みという情報があまりにも流れているところがあり、その辺りの情報リテラシーをしっかりと高めていくという社会保障教育というのは本当に大切に、昨日も税調のほうで櫻井さんという若い人たちがシンポジウムを開いたときに、20代、30代で開いていくと、結婚したら働かないほうが得なのですよねと言う人たちが20代、30代ぐらいの人たちで半分以上いるそうなのです。こういうところの社会保障教育というところもしっかりとやっていく。そして、高齢社会を若い人たちがどういうふう生きていくか。そんなに怖い社会でもないし、いろいろな情報はあっても、ちゃんと情報を見分けていくようにと。

前回、猪熊さんから継続就業していたほうがこんなに生涯所得が増えますよというような紹介をしてもらったりしていたわけですが、本当に高齢社会大綱というところで高齢社会とかというようなことが不幸になる、嫌になるようなニュアンスをなくして、みんなもっと安心して前向きにやっていけば、しかも、それはそんなにハードルが高い話ではないというようなメッセージが出てくると、私はみんな全世代が受け入れるような高齢社会対策大綱というものができるのではないかと考えております。どうも。

○柳川座長 では、大空構成員。

○大空構成員 タウンミーティングになったら恐縮なのですが、先生がおっしゃった通り、やはりなかなか正しい情報が伝わっていないというのは間違いなく事実としてあると思います。

主語が大きくなるとよくないのですけれども、66歳まで働くのかというバックラッシュのほうで非常に大きいのではないのかなという気がしていて、というのは、みんな貧しくなろうと言った社会学者の方がいらっしゃいましたけれども、今、そこが非常に中国で共感を呼んでいるという話があって、それは非常に納得できる。日本でも恐らく同じような状況なのだろうと。みんな稼いでいてお金があって、そして、家を持って結婚してという理想とされていたような標準化された人生設計のモデルみたいなものが非常に共感を呼ばなくなってしまった。なので、やはり66歳9か月まで働くといったときに、そこに対しての意義を見いだせない、何でというその純粋な疑問に答えられるようにしていく必要があるのだろうと思うのです。

ですから、例えば若い人たち、現役世代にその事実についてどこかタッチポイントをつ

くらなければいけないのだけれども、そこをどうするのか。フランスとかヨーロッパと違って社会奉仕活動みたいなものが義務化されているわけではない、兵役があるわけではないこの日本の中で、ある程度社会に出て会社に入った後にそういうタッチポイントをつくるというのは非常に難しいのかなと。恐らく職域が一つの選択肢なのだろうと思うのですが、ここで言うのも非常に難しいですが、とある省庁ではかなり世論に対して正しい情報を積極的に打ち出していこうというようなことで働きかけを行っているところもやはりありますよね。ですから、内閣府の中でも、そういうある種の世論対策という言い方はしませんけれども、正しい情報を、職域もそうですけれども、一般的な世論に対しても提供していくというようなことはやってみてもいいのではないのかなという気がします。これと大綱の話とは少し離れていますけれども、ぜひそこは先生のお話を聞いていただければいいのかなと思ったところです。

○権丈構成員 いい雰囲気になってきていると思うのですけれども。

○柳川座長 いい雰囲気なのですから、ここだけで別個に議論しても。

○権丈構成員 では、一瞬だけ。

40年後だからね。40年後にそういう社会をつくれればいいというだけの話なので、そう心配する必要もないのではないかなという気がします。

○柳川座長 もっとやりたいところですが、この議論だけですと進んでしまうとあれなので、また少し。

では、若宮構成員、どうぞ。

○若宮構成員 私が今30年以上やっているインターネット上の老人クラブの例などを見ますと、自主運営でもって自分たちでお金を集めて自分たちで運営しているわけですが、うまくいっています。それで、やはりグループをつくとみんなお互いに成長しますし、そして、長持ちもしますので、しかも、寝たきりであっても、車椅子から降りられなくても参加できるというようなことで、ネット上でというのもかなりいいのだと思うのです。そういううまくいっているケース、こういうふうにやったらいいというものを入れていただくと、既にやっていることでいいということ、地域などでも地域社会で活動しておられる方とか、そういうのも大いに取り上げて入れていただければありがたいです。

○柳川座長 ありがとうございます。

そのほかよろしいですか。

御協力いただきまして大分スムーズな運営なのですから、せつかくですので、私のほうからも少しお話をさせていただければと思います。

今日の御議論を全てまとめることもできないのですけれども、皆さんから御指摘があったように、今日のこの資料3はこれまでの議論における主な意見という形で書いていますので、必ずしもこれが報告書の原案というわけではないので、先ほど駒村構成員からお話があったように、これを今日の御議論やこれからの議論を踏まえてどう報告書の形でまとめていくかということが大事なのだろうと思っています。

いろいろな話があるわけですが、報告書の中では大きくは3つぐらいの話が大事なかなと思っていて、一つは、すごく大きなコンセプトのしっかりとした大綱ですので、大きなコンセプトという話と、それを具体化していく。コンセプトだけで終わってはもったいないので、具体的なやり方として、一つは、どうしても今回いろいろなところ、各省庁からお話しいただいているので、省庁のそれぞれやっていることをそのままではもったいないので、どう連携していくとか多層的な連携をしていくかという辺りが御議論のときの結構大きなポイントだったと思いますので、こういう連携の在り方みたいなのところをしっかりと書くということと、それから、3番目は、やはりもう少し具体的な政策論に落とさないかと何も変わらないので、具体的な政策論に落とす議論。大きくこの3つぐらいのところは大事なところなのかなと思っています。

大きなコンセプトのところをいくと、私はたしか最初のところで申し上げたのですが、高齢者対策大綱ではなくて高齢社会対策大綱なので、やはり高齢社会ということはどう考えるかということが大事なかなと思っています。

一つは、先ほど御議論があったように、必ずしもこれが暗い社会というばかりなわけではないよと。当然明るい高齢社会にしないといけないので、そういう意味では、高齢者世帯だけではなくて、御議論があったように現役世代とか全世代的な話にしないといけないし、これがある種の社会というためには社会全体の話であるとか、そのためにさっきの2番目、3番目に言えるような社会の制度だとか仕組みだとか、こういうものをどうするかというところにしっかりと焦点を当てたコンセプト出しは大事なのだろうかなと思っています。

それからもう一つは、今日御議論があったように、コンセプトと言うとき綺麗な言葉でまとめるという感じになりがちなのですが、これが綺麗な言葉であるのはいいのですが、空虚な言葉になってしまうと、結局言葉だけが綺麗なことが書いてあるねというだけで実質の内容は動かないので、やはりコンセプトの具体的な姿というのを少ししっかりと、できるだけ書き込んでいくということが大事かなと思います。御議論にかなり出てきた居場所というところの話で言っても、居場所という言葉だけで終わってしまうと、多分言葉は綺麗なだけだけれども実質その後何も動かないということになりがちなので、居場所と皆さんがおっしゃっていたところの具体的な問題点だとかイメージだとかいうところをしっかりと書いていくことによって、その後の政策論につながっていくのだろうかなと思っています。

難しいのは、そこが政策や制度をつくれればそれで動くわけではなくて、民間の方々のビジネスの動きだとか、あるいは意識だとか、そういうものが一緒に変わっていかないと変わっていかないので、これが難しいのですが、それが一緒にちゃんと変わっていくことが必要だということを書き込むことによって、それぞれが何をしなくてはいけないのかということがクリアになってくるので、そういう大きなコンセプトなのですが、大きなコンセプトのところを少し具体的な話が書き込めれば、これはこうやって言うのは

簡単なのですけれども、具体的にやるのは難しいのですが、しっかりできるといいのかなと思っています。

横連携の話は申し上げるまでもないことなのですからけれども、具体的な政策の議論になったときには、やはりこれは多分退室されてしまいましたけれども御手洗構成員が御指摘になったように、今までやってきたこと、できたことと、それから、これからやっていきたい、やるべきだという話とは分けて書いたほうが当然いいのだらうと思うのですよね。5年にわたる大綱ですので、少し将来の先を見据えてやるべき具体的な政策であるとか法律であるとかということ踏み込んで書けると、やはり何かは動かせるということですので、これもそれぞれ御意見がありますし、いろいろな事情が出てくるので、書けるところは限られてくるような話になりがちなのですからけれども、できるだけそこをどうするのかというところが大事な話だらうと思っていますので、その辺り、また皆さんと御議論いただければと思っています。

最後にちょっとだけ、報告書とはあまり関係ない話なのですからけれども、少しお話を伺っていて思ったところは、我々、技術活用ということでデジタル化という話でデジタル活用の話になっているのですけれども、先ほどの駒村構成員の話ではないのですけれども、デジタル活用がどうしてもスマホ活用になりがちで、そうすると、スマホを使ってください。このデバイスが現状なかなか高齢者の方々だったりには大分使いづらいというので、当然デバイスも何年かたつと、今、眼鏡型とかいろいろ出ていますので変わってくるのだらうとは思いますが、あまりにもスマホに頼ってしまうデジタル化というのは少し今の時代では難しい方々が増えてくるのだらうなというのは、僕も字がちっちゃいなとかと思うので、もう少しいいデバイスがあればという話と、やはり全てスマホでできればいいのだという形ではいけないのだらうな。これは報告書云々というよりも極めて個人的な感想ですけれども、思っているところでございます。

私を感じているところはその辺りですけれども、よろしいですか。

どうぞ。

○駒村構成員　せっかく座長がまとめていただいたので蛇足になってしまうのですけれども、本当に今の3つにまとめていただいて、進めていただき、報告書をまとめていただきたいなと思いました。

長寿高齢化で健康状態が改善しつつも、やはり年齢ともに個人差がどんどん大きくなっていくということも考えなければいけないし、世帯類型も非常にばらつきがどんどん大きくなっている。それから、孤独とか認知機能の低下という本人も外部も極めて分かりにくい問題が大きくなっているという中で、やはり具体性のところでは横連携、つまり、従来の制度別の対応では駄目だと。あるいは自治体内だけでは対応できないという問題が出てきた。座長がおっしゃったようにデジタル、個人情報について、データの利活用の制限についても、新しい時代に合わせて見直さなくてはいけない部分があるのではないかと。私は個人情報保護のところでは認知機能が低下した人に対して留意した制度になっているのか

ということを提案させていただきました。

それから、3つ目の具体政策論なのですけれども、やはり一省庁で頑張っていただく部分もあれば、省庁横断的な部分も必ず言及していただく。それを実際の現場でどう受けていくのかも書き込んでいただきたい。これは檜山構成員の報告のときに議論した問題ですけれども、民間と自治体の連携において、首長さんがたまたまリーダーシップがあるからとか、担当者がそのときたまたま関心があるから動くけど、首長や担当者が変わるとゼロからやり直したいなリスクがあります。制度横断的で、なおかつ民間ときちんと連携できる仕組みみたいなものを提案できれば、この問題もいろいろ対応できるのではないかと思います。

座長にまとめていただいて、注文というわけではないですけれども、感想ということでよろしく願いいたします。

○柳川座長 ありがとうございます。いずれも重要なところだと思います。

やはり具体的なところにおいては、まさに省庁間の横連携だとか、あるいは民間との連携の辺りを具体的に少しきっちり考えた上で書き込んでいかないと、何も動かないということになりがちな課題ばかりだと思いますので、その辺り、どこまでどう具体論をしっかりとできるかというのがポイントだと思います。

それから、最初の御指摘の点は、先ほど最初に申し上げようかなと思っていたのですけれども、長くなるのと基本的な考え方のところ少し書かれているので飛ばしてしまった話なのですけれども、やはり皆さん御指摘になったように、健康か健康ではないかとか、認知機能が正常か正常ではないかみたいな白黒で分かれるような社会でなくなっている中で、ここで身体機能や認知機能にグラデーションがありというのは書いてありますけれども、やはりこういうものをどういうふうに考えるのかというのが現代の高齢社会の一つの課題なのだろうと思います。そのときに、それがグラデーションがある上に、駒村構成員がおっしゃったようにやはり外からなかなか分かりにくいということですよ。ここがなかなか悩ましい話なので、あなたは80%とか50%とかとすっきり分かるのであれば、グラデーションがあってもそんなに大変ではないのですけれども、これがよく分からないという中で、先ほどのような個人情報とかをどう考えながら制度をつくっていくのかというのは今までになかった大きな課題に直面しているのだらうと思いますので、ここをただ前向きにいい形で改善していけるように考えていく。これは認知機能だけではなくて様々なところで出てくる課題だと思いますので、考えていかななくてはいけない大きな課題だろうと思っております。

よろしいですか。必ずしも終わるつもりでしゃべったわけではないので、何か御議論があれば、今のよう。僕が全部答えるわけではないのですけれども、取りあえず私の感想はそんなところがございます。

よろしいですか。

それでは、少し早いですが、以上にさせていただきます、事務局のほうからは

特に何かよろしいですか。

それでは、これでいいですか。本日の議論はここまでとさせていただきます。

長時間にわたりまして貴重な御意見をいただきまして、どうもありがとうございました。

以上をもちまして、第6回の検討会を終了いたします。どうもありがとうございました。